

キャンプ場管理運営要領

(平成15年6月27日建設局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、キャンプ場の管理運営について、仙台市都市公園条例（昭和40年仙台市条例第32号。以下「条例」という。）及び仙台市都市公園条例施行規則（昭和41年仙台市規則第22号。以下「規則」という。）その他別に定めがある場合を除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(利用申込み及び利用許可にかかる使用料の徴収等)

第2条 キャンプ場の施設の利用予約申込みについては、午前9時30分から午後4時30分までの間に、キャンプ場の管理棟事務室において電話で若しくは直接受付を行う。

2 前項の申込みは、利用しようとする日の属する年度の規則別表第1に規定する供用日の期間内に行うものとする。ただし、利用しようとする日が4月1日から4月30日までの期間である場合は、該当区の区長（高砂中央公園の一部（キャンプ場を含む。以下「高砂中央公園」という。）にあっては市長）が定める日とする。

3 規則第6条第12項が規定するキャンプ場の利用申込書は、水の森公園の一部（キャンプ場を含む。以下「水の森公園」という。）は様式第1号、海岸公園の一部（キャンプ場を含む。以下「海岸公園」という。）は様式第1号-2、高砂中央公園は様式第1号-3によるものとする。

4 前項の利用申込書において「利用日時」の欄中の利用時間とは、利用しようとする者が実際にその施設を使用できる時刻から、後片付けをしてその施設から出るまでの時刻をいう。

5 利用予約申込みをした者は、利用日当日キャンプ場の管理棟事務室に利用申込書を提出するものとする。

6 該当区の区長（高砂中央公園においては市長）は、規則第6条第12項の規定による利用申込みについて利用許可したときは、利用承認書（水の森公園は様式第2号、海岸公園は様式第2号-2、高砂中央公園は様式2号-3）を当該許可を受けた者（以下「利用者」という。）に交付するものとする。

7 海岸公園冒険遊び場（以下「冒険あそび場」という。）を利用する団体は、事前に申し込みを行い、利用調整を受け使用することができる。また、個人は、プレーリーダーに利用の申込を行い、プレーリーダーの指導監督のもと利用することができる。

(施設の利用基準等)

第3条 水の森公園のテントサイト（以下「テントサイト」という。）及び水の森公園の宿泊棟（以下「宿泊棟」という。）に連続して宿泊できる期間は、2泊までとする。

2 テントサイト1区画の許容人数は、10人を基準とする。

3 水の森公園と海岸公園のデイキャンプサイト1区画の許容人数は14人、高砂中央公園のデイキャンプサイト1区画の許容人数は10人を基準とする。

4 前2項に規定する許容人数は、義務教育終了後の者（以下「大人」という。）のみで構成される場合とし、利用しようとする者に小学生（これに相当すると認められる外国人を含む。以下「児童」という。）及び6歳以下の子ども（以下「幼児」という。）が含まれる場合は、児童及び幼児の人数に3分の2を乗じて得た数に大人の人数を加えた数とする。ただし、児童及び幼児の数に3分の2を乗じて得た数に1未満の端数がある場合はそれを切り捨てるものとする。

5 宿泊棟を利用する場合における個人利用とは、利用する団体の人数がおおよそ12人以下の場合とする。

6 水の森公園のファイヤーピット（以下「ファイヤーピット」という。）を使用できる時間は、午後4時30分から午後9時までとする。

7 ファイヤーピットを使用し、キャンプファイヤーを行おうとする者は、事前に所轄の消防署からの許可を受けなければならない。

8 炊事棟を利用しようとする者は、宿泊棟、テントサイト又はデイキャンプサイトのいずれか

の利用許可を受けなければならない。ただし、該当区の区長（高砂中央公園においては市長）が特に必要と認める場合については、この限りでない。

- 9 水の森公園の会議室を使用できる者は、宿泊棟、テントサイト又はデイキャンプサイトのいずれかの利用許可を受けた者とする。ただし、該当区の区長が特に必要と認める場合については、この限りでない。
- 10 冒険あそび場を利用しようとする者は、プレーリーダー等の指導及び監督のもと利用者自ら危険防止に努め利用しなければならない。

（供用時間及び休館日等）

第4条 規則第5条ただし書きの市長が必要と認めるときとは、次の各号に定める場合をいう。

- (1) キャンプ場の維持管理のために整備又は施設の保守点検を行う場合
- (2) 災害、事故その他やむを得ない事由により、キャンプ場を使用することができない場合又は著しく困難である場合
- (3) 仙台市が主催する事業に使用する場合
- (4) その他該当区の区長（高砂中央公園においては市長）が特に必要があると認める場合

（中学生以下の利用条件）

第5条 中学生（これに相当すると認められる外国人を含む。以下「生徒」という。）以下の児童、生徒等のみでの個人利用及び専用利用は認めないものとする。

- 2 児童、生徒等を主体とする団体が利用しようとするときは、引率責任者として、その保護者又は成人が付添わなければならない。

（利用者の遵守事項）

第6条 利用者の遵守事項は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 火気使用可能な区域は、炊事棟（水の森公園に限る。）、テントサイト及びデイキャンプサイト及び冒険あそび場（別に指定した場所）とし、それ以外の場所で火を使用しないこと
- (2) テントサイト及びデイキャンプサイト（海岸公園のかまどを除く。）で火を使用するときは、直火は禁止とし、足付きテーブル型の火気設備等を使用すること
- (3) 火の使用については十分気をつけ、特に、児童、生徒等が使用するときは、必ず保護者など引率者が付添い事故のないよう努めること
- (4) 施設の使用後は完全に後始末を行い、生ごみは所定の場所にきちんと片付けること。また、利用者が持込んだビン及び缶等は持帰ること。
- (5) 炊事棟のかまど及び海岸公園のかまどの灰などは、利用者が使用後所定の場所に始末すること
- (6) 施設は、許可を受けた場所、目的及び内容以外に使用しないこと
- (7) 許可を受けた施設利用の権利は、他人に譲渡若しくは転貸しないこと
- (8) 公園内の施設を損傷、汚損しないこと。損傷、汚損した場合には、原状回復の措置を利用者の責任及び費用において行うこと
- (9) 危険な行為、他人に迷惑となる行為はしないこと
- (10) 貴重品等自分の物品の管理を徹底し、盗難事故防止に努めること
- (11) 花火は原則禁止とし、特に打上げ花火は行わないこと
- (12) 園内の建物内は禁煙とする。喫煙は所定の場所で行い、吸殻はポイ捨てしないこと
- (13) ペットは、人に迷惑及び危害等を及ぼさないよう十分注意して管理し、特に、放し飼いはしないこと。また、排出物の処理は飼主が責任をもって行うこと
- (14) 施設の職員の指示に従うこと
- (15) 馬術場に入る際は、急な柵内への進入や大声又は奇声を発すること等で、馬を驚かせ事故が発生する恐れのある行為をしないこと。

（実施細目）

第7条 この要領の実施に関し必要な事項及びこの要領に定めのない事項については、建設局長

が定める。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第8条 条例第22条の規定により指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）にキャンプ場等の管理を行わせる場合における第2条第6項の規定の適用については、これらの規定中「該当区の区長（高砂中央公園においては市長）」とあるのは、「指定管理者」とする。

附 則

この要領は、平成15年7月1日から実施する。

附 則（平成17年3月29日改正）

この要領は、平成17年4月1日から実施する。

附 則（平成17年7月19日改正）

この要領は、平成17年7月23日から実施する。

附 則（平成19年3月30日改正）

この要領は、平成19年4月1日から実施する。

附 則（平成31年4月22日改正）

この要領は、令和元年5月1日から実施する。

附 則（令和5年3月31日改正）

この要領は、令和5年4月1日から実施する。

(様式第1号)

水の森公園キャンプ場利用申込書

年 月 日

(あて先)

住 所

氏名又は（団体名称）

申 込 者

(代表者名)

(利用責任者名)

電話

利用目的	1. キャンプ 2. 芋煮会 3. バーベキュー 4. その他（ ）							
利用日時	1. 1日 年 月 日（ ） 午前10時～午後4時まで（7/1～9/30 午前10時～午後5時） 2. 1泊 年 月 日（ ） 午後4時30分～ 年 月 日（ ） 午前9時30分 3. 年 月 日（ ） 時 分～ 年 月 日（ ） 時 分							
利用人員	○大 人（高校生以上） 人 ○小学生未満（乳幼児含む） 人 ○子ども（中学生・小学生） 人 合計 人							
利用施設及び使用料内訳	施 設 名	区分	数量	単価	使用料	減免額	支払額	領収済確認
	宿泊棟（個 人）	1日						
	宿泊棟（個 人）	1泊						
	宿泊棟（専 用）	1日						
	宿泊棟（専 用）	1泊						
	テントサイト（1日）	区画						
	テントサイト（1泊）	区画						
	デイキャンプサイト	区画						
	ファイアーピット	1基						
	会議室	1室						
	合 計							
備 考	テントサイト 利用申込区画番号							
	デイキャンプサイト 利用申込区画番号							
年 月 日付けで申込のありました水の森公園キャンプ場施設の利用について、上記のとおり承認してよろしいか伺います。								
起案年月日 年 月 日				決 裁	課 長	係 長	係 員	
決裁年月日 年 月 日								
承認年月日 年 月 日								
承認番号								

(様式第1号-2)

海岸公園冒険広場及びキャンプ場利用申込書

年 月 日

(あて先) 仙台市若林区長

住 所

氏名又は（団体名称）

申 込 者

(代表者名)

(利用責任者名)

電話

[illegible]

(様式第1号-3)

高砂中央公園キャンプ場利用申込書

年 月 日

(あて先) 仙 台 市 長

住 所

氏名又は（団体名称）

申 込 者

(代表者名)

(利用責任者名)

電話

[illegible]

(様式第2号)

水の森公園キャンプ場利用承認書

年 月 日

(あて先)

住 所

氏名又は（団体名称）

申 込 者

(代表者名)

(利用責任者名)

電話 03-3433-1111

利用目的	1. キャンプ 2. 芋煮会 3. バーベキュー 4. その他（ ）							
利用日時	1. 1日 年 月 日（ ）午前10時～午後4時まで（7/1～9/30 午前10時～午後5時） 2. 1泊 年 月 日（ ）午後4時30分～ 年 月 日（ ）午前9時30分 3. 年 月 日（ ）午後4時30分～ 年 月 日（ ）午前9時30分							
利用人員	○大 人（高校生以上） 人 ○小学生未満（乳幼児含む） 人 ○子ども（中学生・小学生） 人 合計 人							
利用施設及び使用料内訳	施 設 名	区分	数量	単価	使用料	減免額	支払額	領収済確認
	宿泊棟（個 人）	1 日						
	宿泊棟（個 人）	1 泊						
	宿泊棟（専 用）	1 日						
	宿泊棟（専 用）	1 泊						
	テントサイト（1日）	区画						
	テントサイト（1泊）	区画						
	デイキャンプサイト	区画						
	ファイアーピット	1 基						
	会議室	1 室						
	合 計							
備 考	テントサイト 利用申込区画番号							
	デイキャンプサイト 利用申込区画番号							

年 月 日付けで申込のありました水の森公園キャンプ場施設の利用について、上記のとおり承認します。

承認年月日		年	月	日
承認番号				

(様式第2号-2)

海岸公園冒険広場及びキャンプ場利用承認書

年 月 日

住 所

氏名又は（団体名称）

申 込 者

(代表者名)

(利用責任者名)

電話

[illegible]

年 月 日付けで申込のありました海岸公園冒険広場及びキャンプ場の施設の利用について、上記のとおり承認します。

承認年月日		年	月	日
承認番号				

(様式第2号-3)

高砂中央公園キャンプ場利用承認書

年 月 日

住 所

氏名又は（団体名称）

申 込 者

(代表者名)

(利用責任者名)

電話

[illegible]

年 月 日付けで申込のありました高砂中央公園キャンプ場の施設の利用について、上記のとおり承認します。

承認年月日		年	月	日
承認番号				